

○ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例

平成23年3月23日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の制限又は禁止及び空き缶等の散乱の防止、犬のふんの放置並びに建物等の汚損行為の禁止について、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (3) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを所持することをいう。
- (4) 建物等 市が所有し、占有し、又は管理する建物若しくは工作物その他これらに類するものをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- (7) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を推進しなければならない。

2 市は、空き缶等の投げ捨て、犬のふんの放置の禁止及び建物等の汚損の禁止に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発に努めなければならない。

3 市は、路上喫煙の制限又は禁止に関し、市民等及び事業者に対して意識の向上を図るため、啓発活動に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策等に、積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、自らが所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めな

なければならない。

(散乱の防止)

第7条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、市内の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所で犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(汚損の禁止)

第9条 市民等は、建物等を塗料等により汚損してはならない。

(路上喫煙の制限)

第10条 市民等は、たばこの吸い殻の散乱の防止を図るため、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、特に環境美化の促進を図る必要があると認める地区を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめふじみ野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該区域及び効力が生じる日等を告示するものとする。

4 市長は、禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導)

第13条 市長は、禁止区域内において、前条の規定に違反した者に対し、是正するために必要な指導をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。